

物価高対応子育て応援手当支給事業を実施します

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当の支給を下記のとおり実施します。

【事業概要】

■ 支給対象者 (約7,000人)	①令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当受給者 ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち所得の高い方の者
■ 対象児童 (約10,884人)	①令和7年9月分の児童手当の支給対象児童 ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童
■ 支給額	児童1人当たり 20,000円
■ 支給方法	・支給対象者①で桐生市から児童手当を受給している方は、原則、申請不要です。児童手当の受給で登録されている口座に振り込みます。 ・支給対象者①で公務員の方と、支給対象者②の方は、申請書により申請いただき、記入していただく口座に振り込みます。
■ 支給時期	・支給対象者①で桐生市から児童手当を受給している方は、令和8年2月下旬ごろに振込予定 ・支給対象者①で公務員の方は、令和8年4月下旬ごろから順次振込予定 ・支給対象者②の方は、令和8年2月下旬ごろから順次振込予定
■ その他	配偶者からの暴力等の特別な事情を理由に、児童とともに避難している場合は、子育て支援課へご相談ください。

1 貧困をなくそう



【問い合わせ】

子どもすこやか部子育て支援課
子育て支援係
担当 早川・小松
TEL 0277-47-1150